

定額、通い放題、回数券、前金等のトラブル回避チェックシート

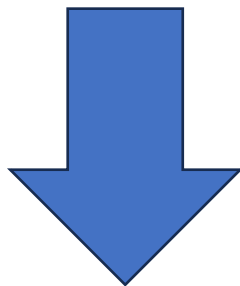
接骨院・整骨院にて健康保険が使えるのは外傷性のある負傷です。具体的には、骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷ですが、このうち骨折と脱臼に関しては、応急手当をした後の施術については医師の同意が必要です。

また、健康保険は法令により料金の算出方法が定められておりますので、いかなる理由でも定額制の料金サービスには使用できません。外傷性が明らかな負傷との関係のない運動制限や痛みの緩和についての施術は、原則として保険外となります。

慢性的な痛みの緩和に対する施術でのトラブルが近年続発しています。毎回の支払いではなく、定額料金を支払うサービスを利用する必要性については、よく考えてからのご利用をお勧めします。保険外施術を契約することは、施術のサービスを買うということです。自身の都合で施術を放棄された場合などは返金されません。内容を確認してから契約をしましょう。

断りたいときには、「次までに考えておきます。」と回答を先延ばしにするなどしてそれ以降その接骨院・整骨院には行かないという方法もありますので、一度立ち止まってよく考えてみてください。

チェックシートを作成しましたので、保険外の施術を契約する際にお役立てください。



定額、通い放題、回数券、前金等の

トラブル回避チェックシート

- ☐ 契約書を取り交わした
- ☐ 契約書に返金・解約について詳しく記載がある
- ☐ 契約書に違約金についての記載がある
- ☐ 契約書に解約できる事由が明記されている
- ☐ 契約書乃至は院内の貼り紙に、施術内容、期間、料金の記載がある
- ☐ 契約内容に施術の内容が明記されている
- ☐ 対象の施術内容の詳細な説明があった
- ☐ 料金の算出根拠が書いてある
- ☐ 期間の定め、若しくは回数の定めが明記されている
- ☐ 支払方法の説明があった（カード払い、現金払い等）
- ☐ 支払方法の説明のもの以外に支払いが生じるものがあるかどうかの説明があった